

第1号議案－4

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

広島県立学校等管理規則及び広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の趣旨

- (1) 県立学校に学校司書の職の設置を行うため、関係規則及び訓令の整理を行う。
- (2) 広島県教育委員会職の設置に関する規則の改正案と同様に、広島県立学校等管理規則の一部改正を行う。

2 一部改正する規則及び訓令

- ・ 広島県立学校等管理規則
- ・ 広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

3 規則及び訓令案

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。（以下略）

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び学校司書を置く。</p>	<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員（非常勤を含む。）、学校栄養職員（非常勤を含む。）、学校事務嘱託員（非常勤）、介助員（非常勤）、寄宿舎職員（非常勤）、看護師（非常勤）、農場作業員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）、給食調理員（非常勤）及び学校事務アシスタント（非常勤）を置く。</p>
<p>3-9 (略)</p>	<p>3-9 (略)</p>
<p>10 学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行う。</p>	<p>10 学校事務嘱託員は、上司の命を受け、事務的業務に従事する。</p>
<p>11 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらの者に連する者並びに同法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の職は、教育長が別に定める。</p>	<p>11 介助員は、上司の命を受け、介助を必要とする幼児、児童又は生徒の介添えに関する業務に従事する。</p>
	<p>12 寄宿舎職員は、上司の命を受け、寄宿舎の施設設備の保全管理及び寄宿舎における幼児、児童又は生徒の指導に関する業務に従事する。</p>
	<p>13 看護師は、上司の命を受け、幼児、児童又は生徒の看護に関する業務に従事する。</p>
	<p>14 農場作業員は、上司の命を受け、農場等の維持管理に関する業務に従事する。</p>
	<p>15 スクール・サポート・スタッフは、上司の命を受け、教務事務の支援に関する業務に従事する。</p>
	<p>16 給食調理員は、上司の命を受け、幼児、児童又は生徒の給食の調理等に関する業務に従事する。</p>

17 専ら学校事務アシスタントは、上記の命を受け、庶務事務等に関する補助的業務に従事する。

附 則

この教育委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第 号

県立学校

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																															
<p>(標準職務遂行能力)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 別表第一の四の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第五の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第一 (第二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の種類</th> <th style="text-align: center;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 行政職 (四の項に掲げる職務を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">四 行政職 (学校司書)</td> <td style="text-align: center;">一 主幹学校司書の属する職制上の段階</td> <td style="text-align: center;">主幹学校司書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 主任学校司書の属する職制上の段階</td> <td style="text-align: center;">主任学校司書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 学校司書の属する職制上の段階</td> <td style="text-align: center;">学校司書</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第五 (第二条関係)</p>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	(略)	(略)	(略)	三 行政職 (四の項に掲げる職務を除く。)	(略)	(略)	四 行政職 (学校司書)	一 主幹学校司書の属する職制上の段階	主幹学校司書	二 主任学校司書の属する職制上の段階	主任学校司書	三 学校司書の属する職制上の段階	学校司書	<p>(標準職務遂行能力)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第一 (第二条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の種類</th> <th style="text-align: center;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 行政職</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	(略)	(略)	(略)	三 行政職	(略)	(略)						
職務の種類	職制上の段階	標準的な職																														
(略)	(略)	(略)																														
三 行政職 (四の項に掲げる職務を除く。)	(略)	(略)																														
四 行政職 (学校司書)	一 主幹学校司書の属する職制上の段階	主幹学校司書																														
	二 主任学校司書の属する職制上の段階	主任学校司書																														
	三 学校司書の属する職制上の段階	学校司書																														
職務の種類	職制上の段階	標準的な職																														
(略)	(略)	(略)																														
三 行政職	(略)	(略)																														

標準的な職	標準職務遂行能力
主幹学校図書 主任学校図書 学校図書	一 学校図書に関する専門的知識・技能を有し、生徒の学習支援や学校図書管理等を適切に行うことができる。 二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する職務を適切に遂行することができる。

5 附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

第1号議案－5

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会 訓令の一部改正について

県立学校職員の勤務時間に関する訓令の一部改正及び職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）によって、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、次の訓令の一部を改正する。

- (1) 県立学校職員の勤務時間に関する訓令（昭和30年広島県教育委員会訓令第2号）
- (2) 職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令（昭和39年広島県教育委員会訓令第6号）

2 改正内容

会計年度任用職員を適用対象としないための規定の整備

3 訓令案

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

広島県教育委員会訓令第 号

県立学校

県立学校職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立学校職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の勤務時間に関する訓令（昭和三十年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>県立学校に勤務する職員（<u>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員を除く。</u>）の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）<u>第三条第二項の規定にかかわらず、学校の種類並びにその教育計画等の特殊の必要に応じ、任命権者が行う勤務時間の割振りは、校長がこれを定めるものとする。</u></p>	<p>県立学校に勤務する職員の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）<u>第三条第二項の規定にかかわらず、学校の種類並びにその教育計画等の特殊の必要に応じ、任命権者が行う勤務時間の割振りは、校長がこれを定めるものとする。</u></p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第 号

地 方 機 関
学校以外の教育機関
県 立 学 校

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会
教育長 平 川 理 恵

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令（昭和三十九年広島県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この教育委員会訓令は、職員（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の日直及び宿直の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この教育委員会訓令は、職員の日直及び宿直の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

第1号議案－6

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

職員の旅費の支給に関する規程の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の趣旨

職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の一部改正（令和2年4月1日施行）等に伴い、職員の旅費の支給に関する規程（昭和28年広島県教育委員会訓令第1号。以下「規程」という。）の一部を改正する。

2 改正内容

- (1) 臨時的任用の職員（非常勤の職員を含む。）の職務の級に関する規定の削除
- (2) 臨時的任用職員を着後手当の支給対象とする規定の整備
- (3) 市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、広島市の小中学校等の教職員の給与負担が県から広島市に移譲されたことに伴う規定の整備

3 訓令案

別紙のとおり

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

改正後の規程の規定は、施行期日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
 地 方 機 関
 県 立 学 校
 学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会
 教育長 平 川 理 恵

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務の級) 第二条 (略)</p> <p>(旅費の調整) 第三条 (略) 一七 (略) 八十一 (略)</p> <p>(特別日額旅費) 第六条 (略) 一 (略) 一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものについては、当該旅行命令権者が所轄の教育事務所長（福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）と協議して定めるものとする。</p>	<p>(職務の級) 第二条 (略) 2 給与条例第二十条の規定の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、一級とする。ただし、これによることと適当でない場合は、各機関の長は、管理部教職員課長と協議してその職務の級を定めることができる。</p> <p>(旅費の調整) 第三条 (略) 一七 (略) 八 臨時的任用職員に赴任に係る旅費を支給する場合は、着後手当は支給しない。 九十二 (略)</p> <p>(特別日額旅費) 第六条 (略) 一 (略) 一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものについては、当該旅行命令権者が所轄の教育事務所長（広島市及び福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）と協議して定めるものとする。</p>

附 則
 (施行期日)

1 この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第1号議案－7

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の趣旨

市町立学校の統廃合に伴い、へき地学校等の指定の見直しを行う必要があるため、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成24年広島県教育委員会規則第2号）の一部を改正する。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠規定

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）

（へき地手当等）

第9条（略）

2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。

3～5（略）

第10条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は施行規則で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い教育委員会規則で指定する学校等（以下「特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2～6（略）

広島県教育委員会規則第 号

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

くき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第十条関係）		別表第三（第十条関係）	
級地区分	学 校 等 名	級地区分	学 校 等 名
一級	三原市立大和小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 “ 八幡小学校 “ 高野小学校 安芸高田市立川根小学校 “ 高宮小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校 “ 北広島町立川迫小学校 “ “ 豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 “ “ 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 “ 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 “ 北広島町豊平学校給食センター	一級	三原市立大和小学校 三次市立作木小学校 庄原市立小奴可小学校 “ 八幡小学校 “ 高野小学校 安芸高田市立川根小学校 “ 船佐小学校 山県郡安芸太田町立筒賀小学校 “ 北広島町立川迫小学校 “ “ 豊平小学校 世羅郡世羅町立せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 “ “ 豊松小学校 呉市立豊浜中学校 三原市立大和中学校 三次市立作木中学校 庄原市立高野中学校 安芸高田市立高宮中学校 山県郡安芸太田町立安芸太田中学校 “ 北広島町立豊平中学校 世羅郡世羅町立世羅西中学校 神石郡神石高原町立神石高原中学校 三次市作木学校給食共同調理場 庄原市高野学校給食共同調理場 山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場 “ 北広島町豊平学校給食センター

	世羅郡世羅町せらにし学校給食センター 神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場
(略)	(略)

	世羅郡世羅町せらにし学校給食センター 神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場
(略)	(略)

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	竹原市立仁賀小学校 三次市立川西小学校 庄原市立栗田小学校
	山県郡北広島町立大朝小学校 神石郡神石高原町立三和小学校 山県郡北広島町立大朝中学校 神石郡神石高原町立三和中学校 山県郡北広島町大朝学校給食共同調理場 神石郡神石高原町三和給食共同調理場

別表第五（第十二条関係）

区 分	学 校 等 名
特地学校	竹原市立仁賀小学校 三次市立川西小学校 庄原市立栗田小学校 <u>安芸高田市立来原小学校</u>
	山県郡北広島町立大朝小学校 神石郡神石高原町立三和小学校 山県郡北広島町立大朝中学校 神石郡神石高原町立三和中学校 山県郡北広島町大朝学校給食共同調理場 神石郡神石高原町三和給食共同調理場

附 則

この教育委員会規則は、令和11年四月1日から施行する。